津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(その6-28)

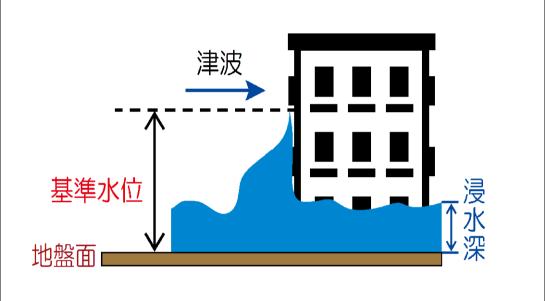


様式 - 2 津波災害警戒区域 区域図

<留意事項>

基準水位」は、法第53条第2項に基づく水 位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水

加えて定める水位であり、地盤面からの高さ (メートル単位)で表示しています。 (下図参照)



は次害警戒区域外における留意事項】 津波災害警戒区域は、平成26年度に沖縄県が行った津波浸水シミュレーションを踏まえ、陸地と見なされる範囲を指定しています。海と陸の境界付近にある砂浜や港、防波堤、突堤、海岸護岸等、並びに、河川、水路、橋梁等については、陸地扱いしていないために、津波到達の恐れがあっても、津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波災害警戒区域に指定されていなくても、

津波災害警戒区域に指定されていなくても、津波の恐れがある場合、このような海や川の近くからは避難してください。

N. C.	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
縮尺 1/2,500	市町村名	名護市
	図面番号	6-28